

議会運営委員会会議録

- 1 開会日時 令和7年12月1日（月）午後2時26分
- 2 閉会日時 令和7年12月1日（月）午後3時0分
- 3 会議場所 委員会室
- 4 出席委員
6 番 安藤 利博君 7 番 永徳 省二君 8 番 佐藤 武君
10 番 光成 良充君 12 番 大口 浩志君 14 番 原田 素代君
15 番 金谷 文則君
18 番 佐藤 武文議長
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
な し
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 原田 光治君 副 参 事 青木 智彦君
- 8 協議事項 1) 赤磐市議会ハラスメント防止要綱について

午後2時26分 開会

○委員長（原田素代君） これから議会運営委員会を開催いたしたいと思います。御協力をお願いいたします。

初めに、議長より挨拶をお願いします。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） 私のほうから、実は赤磐市議会ハラスメント防止要綱について、先般原田議員のほうから制定をするような求めが11月26日の本会議場でございました。その後、原田議員から書面をもって要望書を私のほうに提出されております。私といたしましても、議員によるハラスメントを防止し、信頼される議会の実現のために、この要綱を制定する必要があると考えております。

そのようなことの中から、本日御協議をいただいて、内容についてはまた後日審査をさせていただきたいと思いますが、本日は、この要綱を制定するかしないかについて議会運営委員会のほうで御審査のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） ありがとうございました。

それでは、これから協議事項に入ります。

協議事項1番目、赤磐市議会ハラスメント防止要綱についてでございますが、皆さんからの御意見をお願ひしたいと思います。

○委員（永徳省二君） 委員長。議長に質問していいですか。

○委員長（原田素代君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） この12月議会でこれを制定するという意気込みというか、考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） 本日、この要綱について制定するかしないかということを議会運営委員会のほうで決めていただいて、この後、議会全員協議会のほうで、議会運営委員会でのような要綱を制定するという事について御了解をいただきましたということの中で、この要綱がいいか悪いか、直したほうがいいんじゃないかというような意見については11日の議会の質疑の後に、また議会運営委員会を開催し、議会全員協議会を開催して最終的に決めさせていただきたいという考えを持っております。

○委員長（原田素代君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） この問題というのは、はっきり言って、先週の水曜日、原田議員のほうから議会中に手を挙げて問題提起されて、まだ1週間もたっていない状態で、11日にある程度

案をして、場合によったら17日ですか、結論をするにはあまりにも早過ぎる、拙速過ぎるという考え方です。

方法としては、議長から、場合によったら議会改革検討委員会に投げられるという方法が一つ。もう一つはハラスメント防止要綱作成特別委員会をつくって、その中で練るという2つの方法が本来の筋かなと思います。要綱をつくること自体には全く反対してないんですけれども、この12月議会でもう最終的に決めちゃうっていうのは、あまりにも内容も含めて拙速過ぎるというのが私の考え方です。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） 実は、私のほうにいろいろな問題を提起されておった事件がございます。そういうようなことの中から、私は私なりにいろんなところの自治体の関係についても調査をさせていただきまして、事務局も含めて研究をさせていただきました。そういうような研究をしている過程の中で、原田議員からそのような、議会運営委員会の委員長という立場の中で御提案をいただきました関係でそういうような提案をさせていただいたということで、拙速に私はこの問題について、そういうふうな軽々な考え方で私は皆さんに提案はしてないということをお伝えさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（原田素代君） 他の委員の皆さんどうですか。

佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） まず、この要綱という位置づけで案が示されてるんですが、当然ながら倫理条例という上位の取決めというか規定があります。これを議会のほうで条例を制定して、そういう条例があるのにこの要綱をなぜ定めるといいますか、これが必要なのか理解できないということと同時に、この要綱という位置づけといえますか、それを改めて御説明いただけますか。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） 皆さんよく御存じのように、倫理条例というのは、これ上位条例なんです。要綱というのは、そういうふうな条例とは全く違いますんで、こういうことについて皆さんで守りましょうということを皆さんに提案をさせていただいておりますんで、この要綱と倫理条例の関係については、これはいろいろ精査しなければならないことが私は出てくると思うんです。そのことについては時間をかけて、また倫理条例を改正する方向へ持っていければいいんじゃないかなという考え方を私は持っております。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） まさしく、その上位の条例が制定されているということで、この要綱の適用する範囲というものを確認したいんですけれども、委員会、本会議での範疇なのか、そ

れともほかにも適用されるのかという部分も含めて確認をしたいんですけれども、それと同時に、慎重な検討が必要ということであれば、なおさら永徳委員が言ったように、議会改革検討委員会で十分な協議をして話を進めていく必要があると私は思います。

こういう、本当に拙速な状況で案を示して、この案を見たら12月17日から施行するというようなことも書いてますけれど、これは本当に拙速以外の何物でもないと思います。

○委員長（原田素代君） ちょっとここで事務局のほうから、倫理条例とハラスメント要綱について正確な見解をお願いできますか。

○委員（佐藤 武君） 条例だから上位法でしょう。

○委員長（原田素代君） いや、条例の意味ではあれですけど、倫理条例っていうのはちょっと目的が違うんですね。利害関係が中心なんです、倫理条例は。要するに、議員の権力を使っているいろんな利益を得ようとすることを禁じてるんです、どちらかというと。そうすると、その精査が物すごい厳密なんです。委員会がきちっと開かれて、本当にそうなのかどうなのか、証人も呼んで。だけど、このハラスメント要綱っていうのは、そこはちょっと違って、見解というか、それぞれの議員が人権感覚にきちっと担保された、いわゆるきちっとした議会にしていかなきゃいけないですよっていうことを申し合わせるものなので、倫理条例とハラスメント防止要綱は中身が違うというふうに理解していただいたほうがいいと思います。

佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 委員長の解釈、ちょっと私は違うと思いますよ。

○委員長（原田素代君） どうぞ。

○委員（佐藤 武君） 解説は読まれていますか、ちゃんと。解説の中で、セクハラ、パワハラ、いろんなハラスメントに対してのことも含まれますと倫理条例には書いてますので、よく確認して言ってください。

○委員長（原田素代君） ちょっとそのところはきちっと私も、今日の準備をしてきてないものですから。ただ、もともと倫理条例自身……。

○委員（佐藤 武君） 提案してるじゃないですか。

○委員長（原田素代君） いや、すみません、誤解しないでください。

倫理条例をちゃんと突き合わせて今日御説明するという用意をしてなかったものですから、この要綱案で皆さんにお諮りしようと思ってたんで、そういう議論をする予定をしてなかったので用意してないんですが、倫理条例自身はちょっと目的が違うので、このハラスメント防止のために使うには非常に使いづらいんです。

なので、そのことを私は今申し上げたということですが、佐藤武委員の御意見は承って、ここで議論したらいいと思います。

佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） だから、委員長の見解が私は違うと思うんで、そういう準備もしてな

い中で提案するのはおかしいんじゃないですかということ言ってるわけです。

○委員長（原田素代君） 準備してなくて提案してるというつもりは毛頭ありませんし、先ほど議長も申しあげましたように、この間の様々な経緯の中でいろいろ準備をされてきたことが、今議長からも報告されてると思います。皆さんも御承知のように、近隣議会でハラスメントについての、議会の防止についての条例や要綱ができてます。ハラスメント条例というのがあります。

ですから、それぞれのやり方が、今求められているという認識の上で、赤磐市もこういう防止要綱が必要だという提案だと理解していただけたらと思います。

○委員（安藤利博君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 安藤委員。

○委員（安藤利博君） まだ詳しくは見えてないですけど、今佐藤武委員が言われてる倫理条例、これに比べると、倫理条例で言われるのは、第4条のまず該当するのは第1号です。これは非常に漠然としてます。今年に入って私、二、三思い当たるところがあります。このハラスメント要綱、こちらのほうは議員間、議員としての言ってみれば倫理規程といいますか、それに特化したような要綱だと思います。倫理条例の第4条第1号、これをもう少し踏み込んだ形の要綱だと思います。

これがもし制定されるのであれば、私も言いたいこと、いっぱい事例はあるんですけど、私は必要だと思ってます。

永徳委員の言われた議会改革検討委員会もいいんですけど、戻しても結局来るのは議会運営委員会になってくると思います、検討するのは。結局一周回るだけで、結果は今ここで決めることと同じことになるんで、無駄とは言いませんけど、議会運営委員会で決めて議会全員協議会のほうで諮っていいと思います。

○委員長（原田素代君） ほかの方で御意見があればお願いします。

○委員（金谷文則君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） 私は、今ハラスメントっていうことについては、全国でいろんなトラブルを議会のほうで起こしてるのをかなり耳にしますので、別に私らは悪いことをしとるつもりじゃ全くないんで、きちっと早くハラスメントの要綱を決めて、こういうことは駄目ですよというてはっきり市民に知らせたりするためにも、早急に、みんながやろうというんだったらやったらいいというふうに私は考えております。早いとは思っておりません。

○委員長（原田素代君） いろいろ、それぞれのお気持ちがあると思いますが、もうちょっといかがですか。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 条文内容にしても、第4条第2項から第6項ぐらいまでは、ほとんど「議長は」ということで、ハラスメントを議長が判断するような格好になってるんですが、ハラスメントはあくまでも、1人の議長が判断するのではなくて第三者、これ議員のですから、議員以外の第三者で判断しないと、ハラスメントを受けた側なのか、やった側なのかというのは、これはもう判断しようがないというふうに思ってるので、この条文も完全に変えないとおかしいと私は考えてます。

もう一つは、これはあくまでも議員がハラスメントをすることを前提に考えてますけど、議員がハラスメントを受けるということも考えられるので、そこも含めて内容を精査する必要があると思います。

○委員長（原田素代君） 議長の責務という点については、議長はどんなふうにお考えですか。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） いろいろなことを、議長のほうに報告あるいは苦情等々がたくさん声が入ってきます。しかしながら、そのことについていいとか悪いとかという判断は私のほうではなかなかできないんです。といいますのが、そういうふうな要綱とか規則とか申合せとか、そういう何かがなければ私は判断することができません。というようなことの中で、このような要綱をつくっていただきたいということを私はお願いをさせていただいております。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 先ほど私が質問しました、この要綱の適用範囲というのはどのように判断すればいいかお答えがないんですが、それをお願いします。

例えば議会内での事案なのか、議会外での事案なのか、その範囲というのをどのように理解していけばいいのか、そこら辺をお聞かせください。

○委員長（原田素代君） 目的の第1条の規定というのがそれに代わって思っております。

○委員（佐藤 武君） だから、いつ、どこで。

○委員長（原田素代君） それはまた個別の案件ですから、この要綱のうったえとしては第1条の目的が、おっしゃるように趣旨です。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 要するに、議会の委員会であるとか本会議の中でのハラスメント行為なのか、それとも議会、本会議中とか委員会は関係なく、全ていわゆる通常の生活の中での事案も含まれると理解するのか、そこら辺をまずお答えいただければと思います。

○委員長（原田素代君） 第1条を読んでお分かりのように、全ての議員が互いに人格を尊重し相互に信頼し合い、要するに、議会の外でも議員たるものが市民に対してハラスメントを行

うことは、これはもうもちろん問題になると思います。本会議場ではインターネット放映がされてますから、要するに議会の中よりもインターネットで放映されてしまうということもあります。全て、要するに議員たるものの自覚と見識が疑われないように、このハラスメント防止要綱はうたっているというふうに私は理解して、この要綱がいいと思っています。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 地方自治法によって、いわゆる議会以外での発言、行動に対しての指摘であるとか発言をすることによって、それ懲罰の対象になると思うんですよ。だから、明確に議会、委員会、本会議での発言であればこういう要綱も適用されるかもしれませんが、もちろん倫理条例も議会内での適用ということに限定されるわけですよ。だから、それ以外は地方自治法で、そういう案件について何らかの発言をした場合は懲罰の対象になると思うんですが、それはいかがですか。

○委員長（原田素代君） もう一つだけ言わせてください。

倫理条例は議会の内部だけではないです。要するに、その議員が議員としての権限を勝手に使っているところ、取引だとか利益を生じるようなことをすることを禁じているわけです。だから、別に議会外だろうが内だろうが、本会議場だろうが何だろうが、議員として問われるときに問われるものがこのハラスメントの防止です。だから、倫理条例も議会内なんて言いません。

○委員（佐藤 武君） 事務局、確認してください。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 先ほど、佐藤議長がいろんなハラスメント的な話が来てますよっておっしゃっておられましたけど、それで、先ほども言ったように、第4条第1項から第6項まで、議長がハラスメントだと決めてしまうとハラスメントになってしまうんですよ。この条文からいうと。私はそうすべきでないと。先ほど言ったように、ハラスメントがあった場合には議員以外の第三者で決めないと、それが本当にハラスメントなのかハラスメントではないのかというのが決めれないと思います。議員で全く同じことをしたとしても、ハラスメントになる人とならない人がいますので、その辺も含めて、本当に条文で議長が決めるみたいな話じゃなくて、議会以外の第三者でハラスメントは決めないといけないものだというふうに考えてます。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） 私が分からないからこういうふうな要綱をつくってください、私が決められないでしょう、そんな。ほんなら話を聞いて、ああそうじゃ、そうじゃというて私が結論を出すことができるんですかということを私は言っとるんです。だから、できないから

できるような要綱をつくってくださいということをお願いしとんで。それは上位法との関係があるんで改正をしなければならないということは分かっております。だから、要綱をつくってから改正をしましょうということを私は事務局のほうに指示はしております。

○委員（安藤利博君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 安藤委員。

○委員（安藤利博君） 別に議長が全部やるというふうに書かれてません。議長が云々とか、また意見を求める、議会運営委員会で協議等行いますということで、何も議長が独断でされるということではないです。

それと、これは倫理条例の下部規定みたいなもんですけど、第4条第4項か、指導、助言、注意、謝罪勧告、この程度のもんです。程度って言ったら語弊ありますけど。本当に倫理規程に違反するようなやつは倫理条例のほうでもっと、辞職勧告とかそこまでいくんですけど、そこまでいかないようなやつを議員としてこういったことは守りましょうという、そういうものを防ぎましょうという要綱だと思うんで、僕はこれ必要だと思います。多分、事例を挙げれば皆さん気づかれると思いますけど、そういったのがここ二、三回の議会で出てますよ。その倫理条例で辞職勧告とか、そんな大げさまでいなくても、やっぱりこれはいかがかなという言動が見られてるんで、それはやっぱりこの辺りで歯止めをしておくべきだと私は思います。

○委員長（原田素代君） 議長の責務ということが書いてある第4条の中身を、第2項、第3項、第4項ぐらいは、議長の責任で調査するというふうにうたってるだけで、議長が自分で判断するということは書いてません。ですから、責務っていうのは、議長がそこについては責任を負って調査を求めていくっていうことが書いてあると理解していただきたいと思います。

あと、ほかにあれば。

○委員（光成良充君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 光成委員。

○委員（光成良充君） 今、永徳委員がハラスメントかハラスメントじゃないかっていうふうに言われたんですけど、ハラスメントって受けたほうハラスメントですって言ったらもうそこでハラスメントなんですよね。

○委員長（原田素代君） いじめと一緒にです。

○委員（光成良充君） だから、そこで判断するとかというんじゃないに、そういう申告があった場合は、もう議長はそれを調べないといけないっていうふうにこの第4条でなっているので、僕はこれでいいんじゃないかなと思いますし、この第1条には、この要綱は全ての議員が互いに人格を尊重し、相互に信頼し合っているというふうにあるんで、これは議員同士の関係で話をされているものなんで、倫理条例はもっと大きいところなんで、細則みたいな感じに僕は受け止めているんで、これはこれで進めていって、内容がちょっと、ここは変えたほうがええんじゃないかなっていうのがあるのならばそこで精査して変えればいいことで、設置して何ら不

便なものになるものではないと思うので、設置すればいいのではないかなと私は思っております。

○委員長（原田素代君）　引き続き、どうぞでしょう。

永徳委員の慎重にという御提言を、どんなふうに理解するかということですよね。

皆さん一通り御発言を。

大口副委員長。

○副委員長（大口浩志君）　私は、たしか金谷議長の時代だったと思いますけど、政治倫理条例作成メンバーの一人でございます。現状たしか4名、現職議員として残っておられるんだと思いますが、今までの皆さんのお話を聞いておると、その中、議員の責務の項に、人権に配慮した言動に心がけなければならないというのがありますので、これでもう私は全てを網羅するというふうに思いますし、議員は本条例の趣旨を理解し適切な運用に努めなければならないともありますし、それから議員はその権限または地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力、差別的言動、その他人権侵害のおそれのある行為をしないことというようなことまでうたっておりますので、私は皆様方の今の御意見をお聞きして、この政治倫理条例で、いわゆる傘は十分差してあるというふうに思うんですけど、より細かい表現がどうしても要るっていうことになるのであれば、それは別に否定はしませんけど、今度はこの倫理条例と、今ここに防止要綱は案ですけど、条例との整合性、表現方法についてというのは大分熟慮が要るのかなというふうに感じております。

基本的には、政治倫理条例をつくったときもそうでしたけど、こんな条例が要らない議会を私は個人的には目指していただきたいなと。最後のは個人的感想です。

○委員長（原田素代君）　佐藤議長。

○議長（佐藤武文君）　冒頭にも申し上げましたように、条例との関係がありますんで、この条例改正については議会のほうに諮らなければなりません。そういうことの中で、この12月議会には間に合わないです。ですから、条例改正はこの要綱をこしらえた後に、条例改正の必要性があれば、多分これあると思うんですけど、その改正については3月議会にできればさせていただきたいというふうに思っておりますので、その辺も皆様方に御承知おきをしていただきたいというふうに思います。

○委員（安藤利博君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　安藤委員。

○委員（安藤利博君）　今、永徳委員言われたけど、一番下に、もう施行日が書かれちゃってますけど、これまだ決まってないんで、この日付はこの段階では削除されてたほうがいいと思います。

○委員長（原田素代君）　佐藤武委員。

○委員（佐藤　武君）　基本的に、要綱というのは議決案件ではないと私は理解してるんです

が、いわゆる申合せ、約束事ということで、そういうことで間違いないと思うんですが、事務局、いかがですか。

○委員長（原田素代君） 事務局、御答弁ください。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 条例は議決事項ですけども、要綱ですので議長決裁で制定可能ということです。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 先ほどの適用範囲というか、それは分かりますか。分からなかったら調査しといてください。

○委員長（原田素代君） もう一度言ってください、佐藤武委員。何の適応範囲ですか。

○委員（佐藤 武君） いわゆる要綱と、それから倫理条例も含めてですが、これは議会内での発言、言動に限定されるものと私は理解してるんですが、要綱についてもその範囲内ということしていくものと私は理解してます。それから、議会外での行動なり言動に対して、何らかの発言をした場合は懲罰の対象になると私は理解しております。それは地方自治法上で、私も今ちょっと思い出せませんが、そういう規定があると思いますので、そこを確認しといてください。

○委員長（原田素代君） 分かりました。

事務局、よろしいでしょうか。確認をしていただきます。

そうしますと、そろそろ締めますが、今日のところの議会運営委員会の結論を皆さんで共有したいと思います。

提案しました。議論しました。その結果について、どのように議会全員協議会のほうに提案させていただきますでしょうか。

議会全員協議会で意見を求めるってことにしましょうか。今の幾つかの宿題や御意見も添えて、こういう議論になっておりますが、ほかの議員の皆さんはこのことについて、いやいや早くつくったほうがいいという意見もあればこうじゃないかっていう意見もあって、それをまとめて11日にもう一回、さっきの宿題を併せて議論するという方法が現実的かなと思いますが、いかがですか。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 議会運営委員会だけで決めれる話ではないと思いますし、ほかの議員の御意見もあると思いますので、日付まで入ってます、これは案ということですけども、そういう部分も含めて、やはり意見を聞いた上でないと結論が出ないと思いますので、皆さんの意見を聞けばいいと思います。

○委員長（原田素代君）　ですから、現状を提案するということで、これでいきますよじゃなくて、幾つかの意見を附帯して提案させていただくということで今日は終わらせていただきますが、タブレットのこの要綱案を御覧になっていただいて、修正する箇所があれば12月8日までに事務局に伝えるということを御確認させていただきたい。だから、今のそれぞれの御意見も併せてですが、8日までに今回のこの案について御意見をお願いします。

次回、11日の予算常任委員会の後の議会運営委員会、議会全員協議会で改めて議論をさせていただくということで進めたいと思います。

○委員（金谷文則君）　それだったらもう何もせずに、議会全員協議会の中で……。

○委員長（原田素代君）　次の。

○委員（金谷文則君）　いやいや、今日の。それで、今日見て8日までに御意見をくださいと言うたらもうおしまいでしょう。こういう内容がありましたけども、それをちゃんと言って、8日までに皆さんの御意見を寄せてくださいということで。

○委員長（原田素代君）　それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君）　分かりました。じゃあそのように。

よろしいですか、議長。

○議長（佐藤武文君）　はい。

○委員長（原田素代君）　それじゃあ、よろしくお取り計らいください。

今日の議会運営委員会はこれで終わります。

午後3時0分　閉会